

意見書（案）第10号

「人工甘味料不使用」「合成保存料不使用」「化学調味料無添加」等の表示の存続を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	嶋 崎 英 治
賛成者	〃	野 村 羊 子
〃	〃	伊 沢 けい子

「人工甘味料不使用」「合成保存料不使用」「化学調味料無添加」等の表示の存続を求める意見書

2021年12月22日、消費者庁は、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）」を作成している。本案によれば、「化学調味料無添加」と表示することも、干し芋等の「保存料・着色料・無添加」の表示もできなくなるおそれがある。

本案における食品添加物の不使用表示のタイプの1では、これからは単なる「無添加」だけの表示はできなくなるとしている。消費者のために手間暇をかけて全て無添加の明太子等を製造している真面目な業者でさえ「無添加」の表示ができなくなる。

今回のガイドラインの変更は、食品表示基準第9条の解釈についての単なる消費者庁の考え方であって、法に違反しているか否かの判断は最終的には裁判所が本来決めるべきことである。

包装の裏側にある法律で定められた原材料以外の表示であれば、化学調味料不使用等と表示したとしても、事実であれば、憲法上の表現の自由、また私たち消費者の知る権利として何の問題もない。

熊本県産のアサリの産地表示のように事実と異なる表示、詐欺まがいの表示もあるが、それらについては、新たにガイドラインを変更しなくても現行の法律で十分取り締まることができる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、食品添加物の「人工甘味料不使用」「合成着色料不使用」「化学調味料無添加」等の表示の存続を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち